



宿泊施設向け対応マニュアル

令和2年7月

大田市観光振興課

1. はじめに

大田市におきましては、島根県が発行する「しまねプレミアム宿泊券」の販売に合わせ、県民を対象とした宿泊キャンペーン「泊まって応援！おおだ de 宿泊キャンペーン」を実施します。

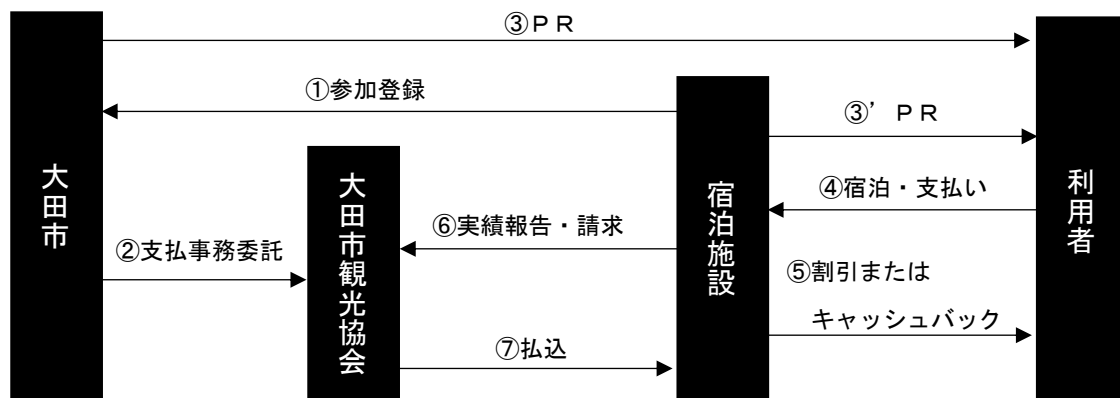
このマニュアルは、登録いただいた宿泊施設様における取扱いをまとめたものです。必ずご一読いただき、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

2. 概要

名称	泊まって応援！おおだ de 宿泊キャンペーン		
助成額	1泊1人あたりの宿泊料金（税込、食事ありなし問わず）または島根県が発行する「しまねプレミアム宿泊券」の利用枚数に応じて助成する。（上限4,000円）		
	宿泊料金	県の宿泊券	助成額
	3,000円以上 10,000円未満	1枚利用	1,000円
	10,000円以上 15,000円未満	2枚利用	2,000円
	15,000円以上 20,000円未満	3枚利用	3,000円
20,000円以上	4枚以上利用	4,000円	
助成額見込み	約7,200人泊（1泊あたり2,000円とした場合）		
キャンペーン対象者	県内在住者 ※利用回数の定めなし		
実施期間	令和2年7月10日（金）～11月30日（月） ※令和2年12月1日（火）チェックアウトまでの宿泊が対象 ※県が発行する「しまねプレミアム宿泊券」の利用期間と同様		
助成方法	①利用者は予約時に「泊まって応援！おおだ de 宿泊キャンペーンを利用したい」と、宿泊施設に伝える（電話予約、オンライン予約） ②チェックイン時、宿泊確認書に住所氏名を記入。また、県内在住であることを証明できるものを提示（運転免許証、保険証等） ③精算時に1,000円～4,000円を割引（予約段階で精算済みの場合はキャッシュバックを行う）		
対象施設	下記①、②の条件を満たし公募により参加登録された市内宿泊施設 ①旅館業法第3条第1項に基づく営業許可のある市内の旅館、ホテル、民宿 ②保健所からの調査、指導等があった場合に、全面的に協力することを承諾した施設		

対象外施設	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項第4号に該当する施設（ラブホテル等）
対象商品	1泊2食付、1泊朝食付き、1泊素泊まり等全ての宿泊プラン ※プランに含まれない「お土産」や「宿泊料金と一緒に精算できない食事料金」は対象に含まない。
注意事項	①県が発行する「しまねプレミアム宿泊券」と併用可。しかし、島根県の宿泊券同様、国のGo To Travelキャンペーンとの併用は不可。 ②宴会と宿泊が別会計の場合、宴会には「おおだ飲食店未来応援チケット」、宿泊には「泊まって応援！おおだ de 宿泊キャンペーン」がそれぞれに利用可能。しかし、宴会と宿泊のセットプランの場合は宿泊キャンペーンのみが対象。 ③今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況等により、実施期間を変更する場合がある。 ④予算の上限に達した時点でキャンペーンは終了する。

3. 全体スキーム



- ①宿泊施設から大田市（観光振興課）へ参加登録申請を行う。
- ②大田市（観光振興課）は大田市観光協会へ支払事務を委託する。
- ③大田市（観光振興課）から県民のみなさまへ本キャンペーンのPR、宣伝を行う。
また、宿泊施設においても、自社ホームページなどでPR、宣伝を行う。
- ④利用者は宿泊施設に宿泊し、宿泊料金を支払う。
- ⑤宿泊施設は利用者に対し、割引またはキャッシュバックを行う。
- ⑥宿泊施設は大田市観光協会へ半月ごともしくは月次で実績報告と請求を行う。
- ⑦大田市観光協会は宿泊施設より提出された実績報告と請求書を確認次第、払込を行う。

4. キャンペーンの留意事項

本マニュアルや申請書・誓約書に則った取組が条件です。キャンペーン開始前に必ずお読みください。

(1) 宿泊料金について

- 1泊1人あたりの宿泊料金（税込、食事ありなし問わず）または島根県が発行する「しまねプレミアム宿泊券」の利用枚数に応じて助成額を割引またはキャッシュバックしてください。割引またはキャッシュバックした金額を半月ごと、または月次で報告いただくと、その金額を入金します。

（別表1）

宿泊料金	県の宿泊券	助成額
3,000円以上 10,000円未満	1枚利用	1,000円
10,000円以上 15,000円未満	2枚利用	2,000円
15,000円以上 20,000円未満	3枚利用	3,000円
20,000円以上	4枚以上利用	4,000円

- 宿泊施設にて現金を支払うお客様は別表1の助成額を割引、クレジットカード等で事前決済されたお客様にはチェックアウト時にキャッシュバックを行ってください。
- 1棟貸し等、1人当たりの金額を出しておらず、人数によって宿泊料金変動しない場合は、1泊1グループあたりの宿泊料金を別表1に当てはめてください。
- 連泊の場合は、別表1の助成額に宿泊日数を乗じた金額を割引またはキャッシュバックしてください。
- 県内在住者が対象です。県外在住者も混合のグループは原則県内在住者の宿泊料金のみ割引またはキャッシュバックを行ってください。

(2) 利用について

- 予約の際に「泊まって応援！おおだ de 宿泊キャンペーンを利用したい」旨を宿泊施設に伝えてもらうようお願いしていますが、飛び込みでの利用も可とします。また、キャンペーンを知らずに予約された県内在住者には、チェックインの際に利用できることをご案内してください。
- チェックインの際、代表者には宿泊確認書の利用者記入欄へ記入をお願いします。住所・氏名・簡単なアンケートを記入する欄があります。同行者の欄は代表者の代筆でも構いません。

しまねプレミアム宿泊券と併用する場合の本人確認

- しまねプレミアム宿泊券の利用者については、宿泊確認書に記入した代表者名と宿泊券に記入されたお名前が同一であれば本人確認書類の確認は必要ありません。同行者も同様です。ですが、宿泊者全員分の住所氏名は必ず宿泊確認書へ記入してもらうようお願いいたします。

おおだ de 宿泊キャンペーンのみ利用する場合の本人確認

- 県内在住であることを証明できるもの（運転免許証や保険証など）により、住所を確認してください。基本的には同行者に対しても確認が必要です。ただし、未成年は住所の確認は不要とします。
- 運転免許証等のコピーは必要ありません。目視での確認のみ行ってください。
- 宿泊施設記入欄は宿泊施設で記入をしてください。
- 宿泊確認書は請求の際に必要なになります。大切に保管しておいてください。

5. 実績報告・請求

- 助成額の実績報告・請求はパターン 1（上期、下期の月 2 回）またはパターン 2（ひと月まとめて）のどちらかで行ってください。その月の利用状況に応じて、どちらを選択されても構いません。その月の中でパターン 1 とパターン 2 が混在しないようにしてください。

例) 8/1~8/15 までを上期分として報告したが、8/16~8/31 は利用件数がすくなくったため 8/16~9/15 まで 1 ヶ月まとめて請求する、ということはありません。

【請求のパターン】

パターン 1	上期分（1 日～15 日宿泊分）	当月 20 日までに提出
	下期分（16 日～月末宿泊分）	翌月 5 日までに提出
パターン 2	1 月分（1 日～月末宿泊分）	翌月 5 日までに提出

- 実績報告・請求の際は下記①～③を郵送または持参により提出してください。郵送の場合は送料の負担をお願いします。（③は対象施設のみ）
 - ①報告期間のすべての宿泊確認書（原本）
 - ②実績報告書兼請求書（原本）
 - ③しまねプレミアム宿泊券 利用実績報告書兼請求書の写し（宿泊券対象施設のみ）
- 実績報告書兼請求書 1 枚につき 8 件までしか記入ができません。8 件以上になる場合は 2 枚目をご利用ください。その場合、報告期間の請求金額の合計は 1 枚目にまとめて記入してください。
- 利用状況把握のため、今後のキャンペーン利用予約人数と見込み金額は必ず記入してください。
- 支払事務を（一社）大田市観光協会へ委託しています。実績報告・請求は観光協会まで提出してください。
- 書類の受理日から概ね 2 週間で指定の口座に振り込みます。ただし、提出書類に不備がある場合は、別途期間を要します。

＜実績報告・請求の提出先＞

（一社）大田市観光協会

〒699-2301 大田市仁摩町仁万 562-3 大田市役所仁摩支所内

TEL：0854-88-9950

6. その他について

- 告知用にチラシ、ポスター、三角ポップを配布します。お客様の見えるところへ掲示してください。
- 宿泊施設の自社ホームページ等での積極的な宣伝をお願いします。
- 登録された宿泊施設利用者において、新型コロナウイルスの感染者が発生した場合当該施設が営業停止している期間はキャンペーンへの参加を中止します。
- 国の基本的対処方針、県内の新規感染者数などの数値や他県の状況などを踏まえ島根県知事の判断により、県民向けに「外出自粛要請」を実施する場合、しまねプレミアム宿泊券の利用を中止する場合があります。その際は、本キャンペーンも同様に中止する場合があります。
その際は、別途対応等についてお知らせいたします。

<本キャンペーン全般のお問い合わせ先>

大田市観光振興課

〒694-0064 大田市大田町大田口 1111 番地

TEL : 0854-83-8192 FAX : 0854-82-9150

e-mail : o-kankou@city.ohda.lg.jp